

「テレワーク先駆者百選」及び 「HAPPY テレワーク賞」に係る公募 実施要領

1 目的

就業者のワーク・ライフ・バランス向上、企業の生産性向上の実現が求められる中、ICTを活用して、自宅や外出先など場所を選ばずに多様な働き方を可能とするテレワークを、「日本再興戦略 改訂 2015」等の政府戦略においても普及拡大していくこととしております。また、地方創生の観点から、総務省でも地方で東京などの都会と同じように働く環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進しています。

本年 11 月は産学官一体の取組として「テレワーク月間」を実施していますが、総務省ではテレワークのさらなる普及促進を図るため、「テレワーク先駆者百選」及び「HAPPY テレワーク賞」を新たに創設することとしました。テレワークの導入・活用を進めている企業・団体等を「テレワーク先駆者」として公表するほか、テレワークを実施することによりワーク・ライフ・バランス向上に貢献する等の効果があったテレワーク経験者のエピソードや広く一般の皆様からの斬新なテレワーク利用のアイデアを募集・表彰することとします。

2 テレワーク先駆者百選

(1) 募集概要

ア 募集対象者

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク（外出先での勤務）、サテライトオフィスにおける勤務等を含む。）による勤務が就業規則等に定められている企業・団体等（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等、又は特定非営利活動法人）、都道府県・市町村等の地方公共団体、及びそれに準ずる団体等）。

なお、応募時点までの過去 1 年間において、労働関連法令等に関して重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると思われる方のご応募はお断りいたします。

イ 応募方法

様式 1 に必要事項を記入し、電子メールにより、「テレワーク先駆者百選等事務局」（以下、「事務局」とする。）宛に提出してください。なお、電子メールによる提出にあたっては 8MB を超えたものは受信できませんので、その際は事務局と相談してください。

ウ 応募期間

平成 27 年 11 月 13 日（金）～平成 28 年 1 月 15 日（金）【必着】

エ 提出先及び問合せ先等

a 提出先及び応募手続き等に関する問合せ先

株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部

「テレワーク先駆者百選等」事務局

担当：阿波村、山崎

e-mail: telework_sen@nri.co.jp

（下記の「HAPPY テレワーク賞」のメールアドレスと異なります。ご注意ください

ださい。)

電話：03-5533-2376

受付時間：平日 10 時～17 時（土・日・祝を除く）

※本事業は総務省から株式会社野村総合研究所に委託しています。

b 事業趣旨等に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室

担当：橋本、松本

電話：03-5253-5751

(2) 審査等

ア 審査方法

有識者で構成される評価会において審査します。

(審査項目)

- ①制度対応：テレワークによる勤務が就業規則等の本則や細則等に定められていること
- ②実績：従業員が実際にテレワークを行った十分かつ定期的な実績があること
- ③その他：労働関連法令等への対応、テレワークによる経営面での成果等

イ その他

- ・必要に応じて事務局によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。
- ・審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- ・お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- ・提出いただいた書類は、審査に限定して使用します。審査にあたっては、事務局の厳正な管理の下、総務省及び事務局にて情報を共有します。予めご了承ください。

(3) 公表

平成 28 年 3 月に総務省ホームページ等で公表する予定です。

(4) マークの付与

選定企業には、総務省から「テレワーク先駆者百選」に選定されたことを示すマークを付与して、名刺等で利用できることとします。

(5) その他

- ・応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・公表団体の取組は、全国へ優良事例として紹介していくため、広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。

3 HAPPY テレワーク賞

(1) 募集概要

ア 募集対象者及び募集内容

a エピソード部門

募集対象者：個人（テレワークを行った経験が必要です。）

募集内容：応募者自身がテレワークを実際に利用して「役に立った」「助かった」「幸せだった」等のエピソード

b アイデア部門

募集対象者：個人（テレワークの経験の有無を問いません。）

募集内容：応募者自身の発案による、テレワークで実現する有効かつ斬新なアイデア
なお、反社会的勢力等又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると思われる方のご応募はお断りいたします。

イ 応募方法

様式2（エピソード部門）または様式3（アイデア部門）に必要事項を記入し、電子メールにより、事務局宛に提出してください。なお、電子メールによる提出にあたっては8MBを超えたものは受信できませんので、その際は事務局と相談してください。

ウ 応募期間

平成27年11月13日（金）～平成27年12月25日（金）【必着】

エ 提出先及び問合せ先等

a 提出先及び応募手続き等に関する問合せ先

株式会社 野村総合研究所 コンサルティング事業本部

「テレワーク先駆者百選等」事務局

担当：阿波村、山崎

e-mail：telework_happy@nri.co.jp

（「テレワーク先駆者百選」のメールアドレスとは異なります。ご注意ください。）

電話：03-5533-2376

受付時間：平日10時～17時（土・日・祝を除く）

※本事業は総務省から株式会社野村総合研究所に委託しています。

b 事業趣旨等に関する問合せ先

総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通高度化推進室

担当：橋本、松本

電話：03-5253-5751

(2) 審査等

ア 審査方法

応募書類に基づき、事務局における一次審査を行った上で、有識者で構成される評価会において、以下の項目を総合的に判断して二次審査を行います。なお、二次審査に際しては対象となる作品をインターネット上で公表し、一般投票を行った上で審査の参考とする予定です。

(審査項目)

以下のような観点で審査をいたします（応募作品において、全ての観点を網羅する必要はありません）。

a エピソード部門

①共感性：共感が得られるようなエピソードであること等

②困難の打開：困難に対応して打開に役だったこと等

③波及効果：他の人が参考に出来るエピソードであること等

④その他：特徴的なエピソードであること等

b アイデア部門

①実践性：問題解決のため実践的なアイデアであること等

②独創性：独創的で夢のあるアイデアであること等

③その他：特徴的なアイデアであること等

イ その他

- ・必要に応じて事務局によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。
- ・審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- ・提出いただいた書類は、審査に限定して使用します。審査にあたっては、事務局の厳正な管理の下、総務省及び事務局にて情報を共有します。予めご了承ください。

(3) 公表、表彰等

- ・審査により特に優秀と認められる作品に対して、「エピソード部門」及び「アイデア部門」でそれぞれ数点に賞状及び副賞を授与します。
- ・平成 28 年 3 月頃に総務省ホームページ等で公表するとともに、表彰式を開催する予定です。表彰者には、別途連絡します。

(4) その他

- ・応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・公表したエピソード及びアイデアは、広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。